

一般国道２８号、３０号及び３１７号に関する事業

平成２５年６月

本州四国連絡高速道路株式会社

1 高速道路の路線名

(1)

- イ 路線名 一般国道28号(神戸淡路鳴門自動車道)
- 区 間 兵庫県神戸市西区見津が丘四丁目から徳島県鳴門市撫養町木津字原山まで

(2)

- イ 路線名 一般国道30号(瀬戸中央自動車道)
- 区 間 岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸から香川県坂出市川津町まで

(3)

- イ 路線名 一般国道317号(西瀬戸自動車道)
- 区 間 愛媛県今治市矢田字管ヶ谷から同市吉海町名まで、同市宮窪町宮窪から広島県尾道市瀬戸田町荻字宝仙原まで、同市因島洲江町字深久保から同市高須町字オヶ久保まで

2 新設又は改築に係る工事の内容

別紙ー1 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する工事の内容

3 収支予算の明細

別紙ー2 収支予算の明細

4 料金の額及びその徴収期間

別紙ー3 料金の額及びその徴収期間

本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容

工事の内容

(1) 工事予算

1,298 百万円(消費税込み)

(2) 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。ただし、工事予算については、(1)工事予算の内数である。また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ)		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日			
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 (予定)年月日	工事の完成 予定年月日		
一般国道28号(本 州四国連絡道路 (神戸・鳴門ルー ト))	兵庫県洲本 市	市道中川原 スマートイン ター東線(仮 称)・同西線 (仮称)	兵庫県洲本 市	立体接続	平成25年 7月1日	平成30年 3月31日	1,298百万円	本線 直結型

(別紙－２)

【会社の収支予算の明細】

協定名：一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定

[百万円（消費税込み）]

		新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分								
		収入	支出	収支差	収入		支出 ^(注1)			債務			
										機構への引き渡し債務			
					料金 収入	計画 管理費	貸付料 支払い	有利子 借入金	無利子 借入金等	新設・ 改築費等	修繕費等	災害復旧費	債務残高 (期首)
2006年度	平成18年度	78,335	16,482	60,704	2,850	0	0	2,680	0	93	1,135	0	0
2007年度	平成19年度	78,320	16,940	60,308	4,700	0	0	3,808	0	1,638	4,509	0	0
2008年度	平成20年度	74,240	16,793	56,415	6,200	0	0	5,061	0	937	4,337	0	0
2009年度	平成21年度	54,268	16,565	37,631	5,200	0	0	5,751	0	1,661	5,665	0	0
2010年度	平成22年度	56,375	17,967	38,520	5,300	0	0	4,470	0	1,747	5,438	0	0
2011年度	平成23年度	61,447	16,825	44,622	12,008	0	1,498	3,418	9,572	779	15,267	0	0
2012年度	平成24年度	56,893	16,249	40,644	8,298	0	0	8,298	0	0	8,298	0	0
2013年度	平成25年度	55,949	16,488	39,461	9,640	0	0	9,640	0	0	9,640	0	0
2014年度	平成26年度	72,944	16,311	56,633	9,686	0	0	9,686	0	0	9,686	0	0
2015年度	平成27年度	71,493	16,434	55,059	9,734	0	0	9,734	0	0	9,734	0	0
2016年度	平成28年度	70,068	16,650	53,418	8,789	0	0	8,789	0	0	8,789	0	0
2017年度	平成29年度	68,744	16,779	51,965	8,599	0	0	8,599	0	0	8,599	0	0
2018年度	平成30年度	67,359	16,661	50,698	10,176	0	0	10,176	0	0	10,176	0	0
2019年度	平成31年度	65,997	16,742	49,255	7,847	0	0	7,847	0	0	7,847	0	0
2020年度	平成32年度	64,656	16,514	48,142	7,687	0	0	7,687	0	0	7,687	0	0
2021年度	平成33年度	64,253	16,540	47,713	6,451	0	0	6,451	0	0	6,451	0	0
2022年度	平成34年度	63,853	16,679	47,174	6,784	0	0	6,784	0	0	6,784	0	0
2023年度	平成35年度	63,751	16,397	47,354	8,384	0	0	8,384	0	0	8,384	0	0
2024年度	平成36年度	63,356	16,229	47,127	7,845	0	0	7,845	0	0	7,845	0	0
2025年度	平成37年度	62,963	16,271	46,692	8,036	0	0	8,036	0	0	8,036	0	0
2026年度	平成38年度	62,575	16,152	46,423	7,040	0	0	7,040	0	0	7,040	0	0
2027年度	平成39年度	62,190	16,113	46,077	8,697	0	0	8,697	0	0	8,697	0	0
2028年度	平成40年度	61,807	16,167	45,640	9,136	0	0	9,136	0	0	9,136	0	0
2029年度	平成41年度	61,432	16,086	45,346	8,254	0	0	8,254	0	0	8,254	0	0
2030年度	平成42年度	61,057	16,056	45,001	7,354	0	0	7,354	0	0	7,354	0	0
2031年度	平成43年度	60,147	16,204	43,943	8,209	0	0	8,209	0	0	8,209	0	0
2032年度	平成44年度	59,249	16,117	43,132	7,598	0	0	7,598	0	0	7,598	0	0
2033年度	平成45年度	58,368	16,059	42,309	10,123	0	0	10,123	0	0	10,123	0	0
2034年度	平成46年度	57,498	16,202	41,296	8,120	0	0	8,120	0	0	8,120	0	0
2035年度	平成47年度	56,640	16,124	40,516	9,141	0	0	9,141	0	0	9,141	0	0
2036年度	平成48年度	55,798	16,069	39,729	7,706	0	0	7,706	0	0	7,706	0	0
2037年度	平成49年度	54,964	16,102	38,862	7,749	0	0	7,749	0	0	7,749	0	0
2038年度	平成50年度	54,145	16,209	37,936	7,098	0	0	7,098	0	0	7,098	0	0
2039年度	平成51年度	53,339	16,040	37,299	8,643	0	0	8,643	0	0	8,643	0	0
2040年度	平成52年度	52,545	16,193	36,352	6,907	0	0	6,907	0	0	6,907	0	0
2041年度	平成53年度	51,761	16,065	35,696	5,435	0	0	5,435	0	0	5,435	0	0
2042年度	平成54年度	50,988	15,900	35,088	5,482	0	0	5,482	0	0	5,482	0	0
2043年度	平成55年度	50,229	15,698	34,531	7,437	0	0	7,437	0	0	7,437	0	0
2044年度	平成56年度	49,482	15,574	33,908	7,769	0	0	7,769	0	0	7,769	0	0
2045年度	平成57年度	48,743	15,563	33,180	6,621	0	0	6,621	0	0	6,621	0	0
2046年度	平成58年度	48,017	15,334	32,683	8,203	0	0	8,203	0	0	8,203	0	0
2047年度	平成59年度	47,300	15,232	32,068	7,260	0	0	7,260	0	0	7,260	0	0
2048年度	平成60年度	46,596	15,034	31,562	9,839	0	0	9,839	0	0	9,839	0	0
2049年度	平成61年度	43,826	16,971	26,855	5,063	0	0	5,063	0	0	5,063	0	0
計		2,623,960	715,780	1,904,967	339,098	0	1,498	328,028	9,572		339,191	0	0

(注1) 新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

(注2) 平成18年度から平成22年度までは実績値を、平成23年度は実績見込値を記載している。ただし、機構への引き渡し債務等には、平成24年度以降の災害復旧費等を一括計上している。

〔１〕 料金の額

(１) 料金の額

料金の額は、別表１に掲げる自動車等の種類に応じ、別表２及び別表３のとおりとする。

ただし、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

(２) 通行止めに伴う料金調整

１に定める高速道路（以下「本四道路」という。）の料金の額のうち、通行止めによって本四道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車又は迂回する経路がないため途中流出を行ったインターチェンジから流入して再び本四道路を順方向に走行した自動車が行き止まりによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、別表２（１）、同表２（２）及び同表２（３）並びに別表３に掲げる再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとす。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特 大 車
調整額	１００円	１５０円	１５０円	２００円	３５０円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大型」とあるのは、それぞれ別表１の車種区分をいう。

(３) 料金の割引

イ 障害者割引

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の①又は②の要件を満たすものとして、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年８月２日建設省令第３８号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされたＥＴＣクレジットカード（会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び会社（以下「六会社」という。）が定めたＥＴＣシステム利用規程（平成２０年１２月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）

又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

（ロ）割引率

割引率は50パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間に係るものにあつては、最小単位を10円とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ10円とし、その他の区間に係るものにあつては、最小単位を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ50円とする。

ロ 大口・多頻度割引

（イ）割引をする自動車

E T Cコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（ロ）割引率

（イ）に定める区間を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額（1万円未満を除く。）に対し、割引率は30パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に1円未満の端数が生じる場合は、割引額を1円単位に切り捨てる。

ハ 回数券割引

（イ）割引をする自動車等

別表1に定める軽車両等

（ロ）割引率

割引率は、20パーセント以下とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条及び第134条に規定する学校並びにその他の学校で会社が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあつては、50パーセント以下とする。

二 特定車割引

（イ）割引をする自動車等

次の①又は②の要件を満たす自動車等

- ① 香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車のうち、会社が指定する方法により櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行するもの。
- ② 愛媛県今治市馬島に住居等を有する者が使用すると会社が認めて指定する自動車等のうち、会社が指定する方法により馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行するもの。

（ロ）割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

ホ E T C前納割引

（イ）割引をする自動車

口の（イ）に定める区間において、ＥＴＣクレジットカード（三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための三会社、首都高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

（ロ）割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
１０，５００円	１０，０００円	約５パーセント
５８，０００円	５０，０００円	約１４パーセント

ハ 路線バス割引

（イ）割引をする自動車

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス（道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。）で、口の（イ）に定める区間を通行し、１の路線名及び区間ごとに設置されたバス停留所の概ね８０パーセント以上に停車する自動車。ただし、路線バスで口の（イ）に定める区間のうち櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合には会社が指定する方法により通行する自動車。

（ロ）割引率

料金の割引率は、３０パーセントとする。

ト マイレージ割引

（イ）割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（いずれも会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して口の（イ）に定める区間の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

（ロ）割引率

① ポイントの付与

口の（イ）に定める区間の料金の額５０円ごとに１ポイントを付与するものとする。

② ポイントによる割引

会社が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額（無料通行分）
１００ポイント	２００円分
２００ポイント	５００円分
６００ポイント	２，５００円分
１，０００ポイント	８，０００円分

③ 弾力的なポイントの付与及び割引

①及び②に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）への貸付料の支払いに支障のない範囲で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

チ 平日夜間割引

(イ) 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日に、次の①から③に定める通行をするETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。

(a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(e) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(f)に定める通行を除く。）。

(f) (ホ) ②又は③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前7時までの間又は午後8時から翌午前1時までの間に連続して通行する。

(a) 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線（以下「山陽自動車道」という。）から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線（以下「高松自動車道」という。）から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。

(c) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(d)に定める通行を除く。）。

(d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動

車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前7時までの間又は午後8時から翌午前1時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

- ① 午後8時から午後10時までの間の通行について

料金の割引率は、30パーセントとする（ただし、(イ) ① a (f) 又は同 b (d) に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ) ① に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

- ② 午前4時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間の通行について

a (イ) ① a (a)、同 a (d) 又は同 b (a) に定める通行をする場合の通行区間と同① a (b)、同 a (c)、同 a (f)、同 b (b) 又は同 b (d) に定める通行をする場合の(ロ) ① に定める区間のうち、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について、料金の割引率は50パーセントとする。

b aに該当しない場合、料金の割引率は、30パーセントとする（ただし、(イ) ① a (f) 又は同 b (d) に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ) ① に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。）。

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成26年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

リ 平日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日、次の①から③に定める通行をするETC車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(f)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

(d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

(e) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入及び流出又は同③に定めるインターチェンジから流入及び流出(ただし、(f)に定める通行を除く。)

(f) (ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

b 次の(a)から(d)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。

(a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)

(c) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ①に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同③に定めるインターチェンジを流出(ただし、(d)に定める通行を除く。)

(d) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するイン

ターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

- ① 料金の割引率は、(イ) ① a (a)、同① a (d)、同① b (a)、同② a、同② b又は同③に定める通行について50パーセントとする。
- ② ①に該当しない場合

料金の割引率は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間について50パーセント、神戸西インターチェンジから淡路インターチェンジまでの区間又は淡路島南インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間について30パーセントとする(ただし、(イ) ① a (f)又は同b (d)に定める通行をする中型車、大型車及び特大車の場合は、(ロ) ①に定める区間のうち、鳴門インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間を除く。)

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成26年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

又 休日深夜割引

(イ) 割引をする自動車

休日に、次の①から③に定める通行をするETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

① 神戸淡路鳴門自動車道

a 次の(a)から(e)のいずれかの通行をし、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(a) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出又は同③に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

(b) (ホ) ①に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェ

ンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同①に定めるインターチェンジを流出。

- (c) (ホ) ③に定めるインターチェンジから流入し、同②に定めるインターチェンジを流出又は同②に定めるインターチェンジから流入し、同③に定めるインターチェンジを流出（ただし、(e)に定める通行を除く。）。
- (d) (ホ) ②に定めるインターチェンジから流入及び流出（ただし、(e)に定める通行を除く。）。
- (e) (ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して同②又は同③に定めるインターチェンジを流出。
- b 次の(a)から(c)のいずれかの通行をし、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。
 - (a) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ③に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同①に定めるインターチェンジを流出。
 - (b) 山陽自動車道から連続して通行し、(ホ) ②に定めるインターチェンジを流出又は高松自動車道から連続して通行し、同②に定めるインターチェンジを流出（ただし、(c)に定める通行を除く。）。
 - (c) 高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して(ホ) ②又は同③に定めるインターチェンジを流出。

② 瀬戸中央自動車道

- a 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。ただし、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- b 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの間のいずれかの流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前5時までの間に通行する。ただし、山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して瀬戸中央自動車道の児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

③ 西瀬戸自動車道

西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前0時から午前4時までの間に通行する。

(ロ) 割引適用区間

① (イ) ① a (a) 又は同 b (a) に定める通行をする場合

神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間。

(イ) ① a (b) から同 a (e)、同 b (b) 又は同 b (c) に定める通行をする場合

淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間。

② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。

- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(二) 実施期間

平成21年3月20日から平成26年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ル 西瀬戸自動車道連続利用割引

(イ) 割引をする自動車

休日の午前4時から翌午前0時までの間に、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間又は大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を通行するETC車のうち、中型車、大型車及び特大車。

(ロ) 割引を適用する場合

- ① 生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間と大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間の両方を含む通行をする場合。
② ①以外の通行のうち、生口島北インターチェンジから生口島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。
③ ①以外の通行のうち、大島北インターチェンジから大島南インターチェンジまでの区間を含む通行をする場合。

(ハ) 割引額

料金の割引額は、下表のとおりとする。

- ① (ロ) ①の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	200円	300円	500円

- ② (ロ) ②又は③の場合。

車種	中型車	大型車	特大車
割引額	100円	150円	250円

(二) 実施期間

平成21年3月20日から平成26年3月31日までとする。

ヲ 休日終日割引

(イ) 割引をする自動車

休日(1月2日及び1月3日を含む。)及び前日かつ翌日が前記の休日となる日にロの(イ)に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等及び普通車。

ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を、午前0時から翌午前1時までの間に通行するもの。

(ロ) 割引率等

- ① 平成21年3月20日から平成24年4月13日まで

料金の割引率は、50パーセントとする。

ただし、平成21年3月20日から平成23年6月19日までの間については、1回の通行に係る割引適用後の通行料金の上限は1,000円とする。

- ② 平成24年4月14日から平成26年3月31日まで

本割引適用後の料金の額は別表6のとおりとする。

(ハ) 実施期間

平成21年3月20日から平成26年3月31日までとする。

ワ 平日昼間割引

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①又は②に定める通行をするETC車。

- ① (ロ)に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前9時から午後5時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- ② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、(ロ)①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前9時から午後6時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間（ただし、中型車、大型車及び特大車が東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入、又は高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでのいずれかのインターチェンジから流出する通行の場合は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間にのみ割引を適用する。）。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、30パーセントとする。

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成26年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

カ 平日通勤割引

(イ) 割引をする自動車

休日以外の日に、次の①又は②に定める通行をするETC車。

- ① (ロ)に定める区間のインターチェンジから流入又は流出し、かつ、流入又は流出するインターチェンジの料金所を、午前6時から午前9時まで又は午後5時から午後8時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、淡路サービスエリアを経由して垂水インターチェンジから神戸西インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから児島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は坂出インターチェンジ若しくは坂出北インターチェンジから流入し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。
- ② 山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行し、(ロ)①又は同②に定める区間のインターチェンジから流出し、かつ、流出するインターチェンジの料金所を、午前6時から午前10時まで又は午後5時から午後9時までの間に通行する。ただし、中型車、大型車及び特大車が山陽自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出する通行及び山陽自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して児島インターチェンジから早島インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流出、又は高松自動車道から連続して通行し、与島パーキングエリアを経由して坂出北インターチェンジ若しくは坂出インターチェンジから流出する通行を除く。

(ロ) 割引適用区間

- ① 神戸淡路鳴門自動車道の神戸西インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの区間（ただし、中型車、大型車及び特大車が東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジから流入、又は高松自動車道から連続して通行し、淡路サービスエリアを経由して東浦インターチェンジから鳴門インターチェンジまでのいずれかのインターチェンジから流出する通行の場合は、淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間にのみ割引を適用する。）。
- ② 瀬戸中央自動車道の早島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間。
- ③ 西瀬戸自動車道の西瀬戸尾道インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間。

(ハ) 割引率

料金の割引率は、50パーセントとする。

(二) 実施期間

平成21年3月23日から平成26年3月31日までとする。

(ホ) 神戸淡路鳴門自動車道の対象インターチェンジ

- ① 神戸西インターチェンジから垂水インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
- ② 淡路インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
- ③ 鳴門北インターチェンジ及び鳴門インターチェンジ。

ヨ 本州四国連絡高速道路企画割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

(イ) 割引をする自動車等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

(ロ) 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施期間

実施期間は企画割引毎に適宜設定する。

(ニ) 適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性、又は利用増進に資するものとし、企画割引毎に適宜設定する。

(ホ) 事前の届け出

個々の企画割引毎に上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

タ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本四道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

(イ) 割引をする自動車等

本四道路の料金に係る社会実験に参加する自動車等

(ロ) 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

(ハ) 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

(ニ) 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(ホ) 事前の届け出

個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出する。

レ 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はETC前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はETC前納割引を適用する。

(ロ) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間

	割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、E T C前納割引又はマイレージ割引

(ハ) 一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち2以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

(二) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ1円単位とする。

〔2〕 特別の措置

〔1〕の(3)の口の(イ)に定める区間に係る〔1〕の料金の額(軽車両等に係るものを除く。)については、会社が別に定める日から当分の間(以下「特別措置期間」という。)は、次のとおり特別の措置をする。

(1) 料金の額

特別措置期間における料金の額に対する〔1〕の(1)の適用については、「別表2及び別表3」とあるのは「別表4及び別表5」とする。

ただし、供用されていない区間に係るものについては、当該区間に係る供用の日から適用する。

(2) 通行止めに伴う料金調整

特別措置期間における通行止めに伴う料金調整に係る〔1〕の(2)の適用については、「別表2(1)、同表2(2)及び同表2(3)並びに別表3」とあるのは「別表4及び別表5」と、

「

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

」

とあるのは

「

車 種	軽自動車等	普 通 車	中 型 車	大 型 車	特 大 車
調整額	100円	100円	100円	150円	250円

」

とする。

(3) 料金の割引

イ 大口・多頻度割引

特別措置期間における大口・多頻度割引に対する〔1〕の(3)の口の適用については、

(イ) 割引をする自動車

E T Cコーポレートカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「三会社」という。))のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。)を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。))。

(ロ) 割引率

（イ）に定める区間を通行する利用者の自動車１台ごとの月間利用額（１万円未満を除く。）に対し、割引率は３０パーセント以下とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

とあるのは、

（イ）割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）のいずれかが別に定める約款により、本割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者に対し、当該契約に基づいて三会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして三会社のいずれかから貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を使用して本四道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

（ロ）割引率

月間利用額	割引率
１万円を超え、５万円までの部分	６.９パーセント
５万円を超える部分	１３.８パーセント

ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

なお、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で（ロ）に定める表を期間を定めて変更する場合には、事前に国土交通大臣に届出する。

とする。

□ 特定車割引

特別措置期間における特定車割引に対する〔１〕の（３）の二の適用については、（ロ）の「３０パーセント」とあるのは「２５パーセント」とする。ただし、割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り上げる。

ハ ＥＴＣ特別割引

（イ）割引をする自動車

次の①から③に定める自動車

- ① 平成２４年４月１３日までに〔１〕の（３）のロの（イ）に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車。
- ② 平成２４年４月１４日から〔１〕の（３）のロの（イ）に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。
- ③ 平成２４年４月１４日から休日以外の日に〔１〕の（３）のロの（イ）に定める区間の流入又は流出する料金所を通行するＥＴＣ車のうち、中型車、大型車及び特大車。ただし、山陽自動車道又は高松自動車道から連続して通行する場合は、神戸淡路鳴門自動車道又は瀬戸中央自動車道の流出する料金所を午前０時から翌午前１時までの間に通行するもの。

（ロ）割引率

割引率は、平成３５年３月３１日まで５．５パーセントとし、平成３５年４月１日から５．０パーセントとする。ただし、割引後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て１円単位とする。

二 割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る〔１〕の（３）のシの適用について

は、

「

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引又はＥＴＣ前納割引を適用する。
- (ロ) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

- (ハ) 一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- (ニ) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ１円単位とする。

」

とあるのは、

「

- (イ) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又はＥＴＣ特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してマイレージ割引、ＥＴＣ前納割引又はＥＴＣ特別割引を適用する。
- (ロ) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引、路線バス割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。

適用の順	割引の種類
1	平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引又は西瀬戸自動車道連続利用割引
2	路線バス割引
3	大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引

- (ハ) ＥＴＣ特別割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引、路線バス割引、西瀬戸自動車道連続利用割引又は障害者割引に限るものとし、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額（障害者割引を受ける自動車がＥＴＣ特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にＥＴＣ特別割引を適用した後の金額をいう。）に対してＥＴＣ前納割引、マイレージ割引、大口・多頻度割引又は路線バス割引を適用し、西瀬戸自動車道連続利用割引については本割引を適用した後の金額に対してＥＴＣ特別割引を適用する。

なお、ＥＴＣ特別割引を適用した後の金額に対して、路線バス割引の割引率を乗じて得た割引額に１円未満の端数が生じる場合は、割引額を１円単位に切り捨てる。

- (二) 一の通行が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、休日終日割引、平日昼間割引又は平日通勤割引のうち２以上の割引適用条件に該当する自動車の場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
- (ホ) 平日夜間割引、平日深夜割引、休日深夜割引、平日昼間割引又は平日通勤割引の適用後の額に、路線バス割引が適用される場合に、割引適用後の額に１円未満の端数が生じ

たときは、これを切り上げ1円単位とする。

- (ハ) 障害者割引を受けることができる自動車が、平日夜間割引、平日深夜割引、休日終日割引又は平日通勤割引を受けようとする場合、各々の割引適用後の通行料金が最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

」

とする。

〔3〕 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年3月15日までとする。

別表1 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘 要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいい、人の運送の用に供するものであって、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車か軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの（チ又ハに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のものをいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供するもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車か軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の制限等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの（ウに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のものをいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくはこれに類するものとして本州四国連絡高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貨物旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ラ けん引自動車か普通車、中型車又は大型車（2軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と2軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両及びヌ又ハに該当する2軸のけん引自動車と1軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のものをいう。
	コ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
	ク 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びラに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	シ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

別表2 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

												神戸西
											布施畑	250
										垂水	250	400
									淡路、 淡路SA	2,600	2,700	2,850
								東浦	300	2,750	2,900	3,050
							北淡	400	550	3,050	3,150	3,350
						津名一宮	450	700	900	3,400	3,500	3,650
					中川原 スマート	350	700	1,000	1,150	3,650	3,750	3,950
				洲本	250	500	850	1,100	1,300	3,750	3,900	4,050
			西淡三原	400	550	800	1,150	1,450	1,600	4,100	4,200	4,350
		淡路島南	400	700	850	1,100	1,450	1,700	1,900	4,350	4,500	4,650
	鳴門北	1,300	1,550	1,900	2,000	2,250	2,600	2,900	3,050	5,550	5,650	5,850
鳴門	350	1,500	1,800	2,100	2,250	2,500	2,850	3,150	3,300	5,800	5,900	6,050

(普通車)

												神戸西
											布施畑	350
										垂水	300	500
									淡路、 淡路SA	3,250	3,400	3,600
								東浦	350	3,450	3,600	3,800
							北淡	500	700	3,800	3,950	4,150
						津名一宮	550	900	1,150	4,200	4,400	4,600
					中川原 スマート	450	850	1,250	1,450	4,550	4,700	4,900
				洲本	300	600	1,050	1,400	1,600	4,700	4,850	5,050
			西淡三原	500	700	1,000	1,400	1,800	2,000	5,100	5,250	5,450
		淡路島南	500	900	1,050	1,350	1,800	2,150	2,350	5,450	5,600	5,800
	鳴門北	1,600	1,950	2,350	2,500	2,850	3,250	3,600	3,850	6,950	7,100	7,300
鳴門	450	1,900	2,250	2,650	2,800	3,150	3,550	3,900	4,150	7,250	7,400	7,600

(中型車)

												神戸西
											布施畑	400
										垂水	350	600
									淡路、 淡路SA	3,850	4,050	4,300
								東浦	400	4,150	4,350	4,550
							北淡	600	850	4,550	4,750	5,000
						津名一宮	650	1,100	1,350	5,050	5,250	5,500
					中川原 スマート	550	1,050	1,450	1,750	5,450	5,650	5,900
				洲本	350	750	1,250	1,650	1,950	5,650	5,850	6,100
			西淡三原	600	800	1,200	1,700	2,150	2,400	6,100	6,300	6,550
		淡路島南	600	1,050	1,250	1,650	2,150	2,550	2,850	6,550	6,750	7,000
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,000	3,400	3,900	4,350	4,600	8,300	8,500	8,750
鳴門	500	2,300	2,700	3,200	3,400	3,750	4,250	4,700	4,950	8,650	8,850	9,100

(大型車)

												神戸西
											布施畑	550
										垂水	450	800
									淡路、 淡路SA	5,350	5,600	5,900
								東浦	600	5,700	5,950	6,300
							北淡	800	1,200	6,300	6,550	6,900
						津名一宮	900	1,500	1,850	6,950	7,200	7,550
					中川原 スマート	750	1,450	2,050	2,400	7,500	7,750	8,100
				洲本	500	1,000	1,700	2,300	2,650	7,750	8,050	8,350
			西淡三原	850	1,150	1,650	2,350	2,950	3,300	8,400	8,650	9,000
		淡路島南	800	1,450	1,700	2,250	2,950	3,550	3,900	9,000	9,250	9,600
	鳴門北	2,650	3,250	3,900	4,150	4,700	5,350	5,950	6,300	11,450	11,700	12,050
鳴門	700	3,150	3,750	4,350	4,650	5,200	5,850	6,450	6,800	11,950	12,200	12,500

(特大型車)

												神戸西
											布施畑	900
										垂水	800	1,350
									淡路、 淡路SA	9,600	10,000	10,600
								東浦	950	10,200	10,600	11,200
							北淡	1,350	1,950	11,200	11,600	12,150
						津名一宮	1,500	2,500	3,100	12,300	12,750	13,300
					中川原 スマート	1,250	2,400	3,400	4,000	13,200	13,650	14,200
				洲本	800	1,700	2,850	3,850	4,450	13,650	14,100	14,650
			西淡三原	1,450	1,900	2,750	3,900	4,900	5,500	14,750	15,150	15,700
		淡路島南	1,350	2,400	2,850	3,750	4,900	5,900	6,500	15,700	16,150	16,700
	鳴門北	4,750	5,750	6,800	7,250	8,150	9,250	10,250	10,850	20,100	20,500	21,100
鳴門	1,200	5,550	6,550	7,600	8,050	8,950	10,100	11,100	11,700	20,900	21,350	21,900

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

早島				
水島				350
児島			450	700
与島PA		1,750	2,100	2,400
坂出北	2,100	3,900	4,200	4,500
坂出	2,200	3,950	4,300	4,600

(普通車)

早島				
水島				450
児島			550	900
与島PA		2,200	2,650	3,000
坂出北	2,650	4,850	5,300	5,600
坂出	2,750	4,950	5,400	5,700

(中型車)

早島				
水島				550
児島			700	1,100
与島PA		2,650	3,150	3,600
坂出北	3,150	5,800	6,350	6,750
坂出	3,300	5,950	6,450	6,850

(大型車)

早島				
水島				750
児島			950	1,500
与島PA		3,650	4,350	4,900
坂出北	4,350	8,000	8,700	9,250
坂出	4,500	8,150	8,900	9,450

(特大車)

早島				
水島				1,300
児島			1,550	2,500
与島PA		6,600	7,800	8,700
坂出北	7,850	14,450	15,650	16,600
坂出	8,150	14,750	15,950	16,900

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

生口島北			
因島南			400
因島北		800	1,200
向島	300	1,000	1,450
西瀬戸尾道			

大島北		
伯方島		600
大三島	500	950
生口島南	850	1,250
		1,750

今治	
今治北	
大島南	1,900
	2,050

(普通車)

生口島北			
因島南			500
因島北		1,000	1,500
向島	400	1,250	1,800
西瀬戸尾道			

大島北		
伯方島		750
大三島	600	1,200
生口島南	1,100	1,550
		2,150

今治	
今治北	
大島南	2,350
	2,600

(中型車)

生口島北			
因島南			600
因島北		1,200	1,800
向島	500	1,500	2,150
西瀬戸尾道			

大島北		
伯方島		900
大三島	750	1,450
生口島南	1,300	1,900
		2,600

今治	
今治北	
大島南	2,850
	3,100

(大型車)

生口島北			
因島南			850
因島北		1,650	2,500
向島	650	2,100	2,950
西瀬戸尾道			

大島北		
伯方島		1,200
大三島	1,000	2,000
生口島南	1,800	2,600
		3,550

今治	
今治北	
大島南	3,900
	4,250

[illegible]

区間	来島海峡 第三大橋	来島海峡第一 ・第二大橋	伯方・ 大島大橋	大三島橋	多々羅大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	100	100	50	50	100	50	50

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	50	150	150	250	580

なお、当該合算額にかかる通行区間において広島県道路公社が発行する回数券（尾道市向東町字蔵本谷奥から同市尾崎本町までの区間において軽自動車等、普通車及び中型車について通勤及び通学のため通行すると認められる場合に割引が適用される回数券を除く）を使用して通行する当該自動車から料金を徴収する場合には、当該回数券の発行による割引後の料金の額を徴収する。

(注4) 料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税を含むものとする。

別表3 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

						早島
					水島	350
				児島	450	700
			櫃石島	650	1,000	1,250
		岩黒島	550	1,200	1,550	1,800
	与島、与島PA	600	1,100	1,750	2,100	2,400
坂出北	2,100	2,700	3,250	3,900	4,200	4,500
坂出	2,200	2,800	3,300	3,950	4,300	4,600

(普通車)

						早島
					水島	450
				児島	550	900
			櫃石島	800	1,250	1,600
		岩黒島	650	1,450	1,900	2,250
	与島、与島PA	750	1,400	2,200	2,650	3,000
坂出北	2,650	3,350	4,050	4,850	5,300	5,600
坂出	2,750	3,500	4,150	4,950	5,400	5,700

(中型車)

						早島
					水島	550
				児島	700	1,100
			櫃石島	950	1,500	1,900
		岩黒島	800	1,750	2,300	2,700
	与島、与島PA	900	1,700	2,650	3,150	3,600
坂出北	3,150	4,050	4,850	5,800	6,350	6,750
坂出	3,300	4,150	4,950	5,950	6,450	6,850

(大型車)

						早島
					水島	750
				児島	950	1,500
			櫃石島	1,350	2,050	2,600
		岩黒島	1,000	1,750	2,300	2,700
	与島、与島PA	1,100	1,900	2,850	3,350	3,800
坂出北	4,350	5,250	6,050	7,000	7,550	7,950
坂出	4,500	5,350	6,150	7,150	7,650	8,050

(特大車)

						早島
					水島	1,300
				児島	1,550	2,500
			櫃石島	2,400	3,600	4,500
		岩黒島	1,600	2,800	3,800	4,400
	与島、与島PA	1,700	2,900	3,900	4,900	5,400
坂出北	7,850	9,050	10,450	12,050	13,650	15,050
坂出	8,150	9,350	10,750	12,350	13,950	15,350

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			今治
		今治北	1,050
	馬島	900	1,050
大島南	1,000	1,900	2,050

(普通車)

			今治
		今治北	1,300
	馬島	1,100	1,300
大島南	1,250	2,350	2,600

(中型車)

			今治
		今治北	1,600
	馬島	1,350	1,600
大島南	1,500	2,850	3,100

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税を含むものとする。

別表4 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

													神戸西
												布施畑	200
											垂水	150	300
										淡路、 淡路SA	1,850	1,950	2,050
									東浦	200	2,000	2,100	2,200
								北淡	300	400	2,200	2,300	2,400
							津名一宮	300	500	650	2,450	2,500	2,650
					中川原 スマート	250	500	700	850	2,600	2,700	2,850	
				洲本	150	350	600	800	950	2,700	2,800	2,900	
			西淡三原	300	400	600	800	1,050	1,150	2,950	3,050	3,150	
		淡路島南	300	500	600	800	1,050	1,250	1,350	3,150	3,250	3,350	
	鳴門北	900	1,150	1,350	1,450	1,650	1,850	2,100	2,200	4,000	4,100	4,200	
鳴門	250	1,100	1,300	1,550	1,600	1,800	2,050	2,250	2,400	4,150	4,250	4,350	

(普通車)

													神戸西
												布施畑	250
											垂水	200	350
										淡路、 淡路SA	2,300	2,450	2,600
									東浦	250	2,500	2,600	2,750
								北淡	350	500	2,750	2,850	3,000
							津名一宮	400	650	800	3,050	3,150	3,300
					中川原 スマート	350	650	900	1,050	3,250	3,400	3,550	
				洲本	200	450	750	1,000	1,150	3,400	3,500	3,650	
			西淡三原	350	500	750	1,000	1,300	1,450	3,650	3,800	3,950	
		淡路島南	350	650	750	1,000	1,300	1,550	1,700	3,950	4,050	4,200	
	鳴門北	1,150	1,400	1,700	1,800	2,050	2,350	2,600	2,750	5,000	5,100	5,250	
鳴門	300	1,350	1,650	1,900	2,050	2,250	2,550	2,800	3,000	5,200	5,300	5,450	

(中型車)

													神戸西
												布施畑	300
											垂水	250	400
										淡路、 淡路SA	2,800	2,900	3,100
									東浦	300	3,000	3,100	3,300
								北淡	400	600	3,300	3,450	3,600
							津名一宮	450	800	950	3,650	3,800	3,950
					中川原 スマート	400	750	1,050	1,250	3,950	4,050	4,250	
				洲本	250	550	900	1,200	1,400	4,050	4,200	4,400	
			西淡三原	450	600	850	1,250	1,550	1,750	4,400	4,550	4,700	
		淡路島南	400	750	900	1,200	1,550	1,850	2,050	4,700	4,850	5,050	
	鳴門北	1,400	1,700	2,050	2,150	2,450	2,800	3,100	3,300	6,000	6,100	6,300	
鳴門	350	1,650	1,950	2,300	2,450	2,700	3,050	3,400	3,550	6,250	6,400	6,550	

(大型車)

													神戸西
												布施畑	400
											垂水	350	600
										淡路、 淡路SA	3,850	4,000	4,250
									東浦	400	4,100	4,300	4,550
								北淡	600	850	4,550	4,700	4,950
							津名一宮	650	1,100	1,350	5,000	5,200	5,450
					中川原 スマート	550	1,050	1,450	1,700	5,400	5,600	5,850	
				洲本	350	750	1,250	1,650	1,900	5,600	5,800	6,000	
			西淡三原	600	800	1,200	1,700	2,100	2,400	6,050	6,250	6,500	
		淡路島南	600	1,050	1,250	1,650	2,100	2,550	2,800	6,500	6,650	6,900	
	鳴門北	1,900	2,350	2,800	3,000	3,350	3,850	4,300	4,550	8,250	8,400	8,650	
鳴門	500	2,250	2,700	3,150	3,350	3,750	4,200	4,650	4,900	8,600	8,750	9,000	

(特大型車)

													神戸西
												布施畑	650
											垂水	550	950
										淡路、 淡路SA	6,900	7,200	7,600
									東浦	700	7,350	7,650	8,050
								北淡	950	1,400	8,050	8,350	8,750
							津名一宮	1,100	1,800	2,250	8,850	9,200	9,600
					中川原 スマート	900	1,700	2,450	2,850	9,500	9,800	10,250	
				洲本	600	1,200	2,050	2,750	3,200	9,850	10,150	10,550	
			西淡三原	1,050	1,350	2,000	2,800	3,550	3,950	10,600	10,900	11,300	
		淡路島南	950	1,750	2,050	2,700	3,550	4,250	4,700	11,300	11,650	12,050	
	鳴門北	3,400	4,100	4,900	5,200	5,850	6,700	7,400	7,850	14,450	14,800	15,200	
鳴門	850	4,000	4,700	5,500	5,800	6,450	7,250	8,000	8,400	15,050	15,350	15,750	

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

					早島
				水島	250
			児島	350	500
		与島PA	1,250	1,500	1,700
		坂出北	1,500	2,800	3,050
坂出			1,600	2,850	3,100
					3,300

(普通車)

					早島
				水島	350
			児島	400	650
		与島PA	1,600	1,900	2,150
		坂出北	1,900	3,500	3,800
坂出			1,950	3,550	3,900
					4,100

(中型車)

					早島
				水島	400
			児島	500	800
		与島PA	1,900	2,300	2,600
		坂出北	2,300	4,200	4,550
坂出			2,350	4,300	4,650
					4,950

(大型車)

					早島
				水島	550
			児島	650	1,050
		与島PA	2,650	3,150	3,550
		坂出北	3,150	5,750	6,250
坂出			3,250	5,900	6,400
					6,800

(特大車)

					早島
				水島	900
			児島	1,100	1,800
		与島PA	4,750	5,600	6,250
		坂出北	5,650	10,400	11,250
坂出			5,900	10,650	11,500
					12,150

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

				生口島北
			因島南	300
		因島北		
		向島	550	850
西瀬戸尾道	250	750		1,050

			大島北
		伯方島	400
		大三島	350
生口島南	650	900	1,250

		今治
		今治北
大島南	1,350	1,500

(普通車)

				生口島北
			因島南	350
		因島北		
		向島	700	1,100
西瀬戸尾道	300	900		1,300

			大島北
		伯方島	550
		大三島	450
生口島南	800	1,150	1,550

		今治
		今治北
大島南	1,700	1,850

(中型車)

				生口島北
			因島南	450
		因島北		
		向島	850	1,300
西瀬戸尾道	350	1,100		1,550

			大島北
		伯方島	650
		大三島	500
生口島南	950	1,350	1,850

		今治
		今治北
大島南	2,050	2,250

(大型車)

				生口島北
			因島南	600
		因島北		
		向島	1,200	1,800
西瀬戸尾道	500	1,500		2,100

			大島北
		伯方島	850
		大三島	700
生口島南	1,300	1,850	2,550

		今治
		今治北
大島南	2,800	3,050

(特大車)

				生口島北
				因島南 1,100
				因島北
西瀬戸尾道	向島	2,100	3,200	大島北
	800	2,650	3,700	伯方島 1,550
				大三島 1,250 2,500
生口島南	2,300	3,300	4,550	今治北
				今治
大島南	5,050	5,500		

- (注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、中川原スマート、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。
- (注2) 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。
- (注3) 料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税を含むものとする。

別表5 料金の額(通行1回当たり:単位 円)

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

						早島
					水島	250
				児島	350	500
			櫃石島	450	700	900
		岩黒島	400	850	1,100	1,300
	与島、与島PA	400	800	1,250	1,500	1,700
坂出北	1,500	1,950	2,300	2,800	3,050	3,250
坂出	1,600	2,000	2,400	2,850	3,100	3,300

(普通車)

						早島
					水島	350
				児島	400	650
			櫃石島	600	900	1,150
		岩黒島	500	1,050	1,350	1,600
	与島、与島PA	550	1,000	1,600	1,900	2,150
坂出北	1,900	2,450	2,900	3,500	3,800	4,050
坂出	1,950	2,500	3,000	3,550	3,900	4,100

(中型車)

						早島
					水島	400
				児島	500	800
			櫃石島	700	1,100	1,350
		岩黒島	550	1,250	1,650	1,950
	与島、与島PA	650	1,200	1,900	2,300	2,600
坂出北	2,300	2,900	3,500	4,200	4,550	4,850
坂出	2,350	3,000	3,600	4,300	4,650	4,950

(大型車)

						早島
					水島	550
				児島	650	1,050
			櫃石島	950	1,500	1,900
		岩黒島	1,650	2,650	3,150	3,550
	与島、与島PA	3,150	4,800	5,750	6,250	6,650
坂出北	3,150	4,800	5,750	6,250	6,650	
坂出	3,250	4,900	5,900	6,400	6,800	

(特大型車)

						早島
					水島	900
				児島	1,100	1,800
			櫃石島	1,750	2,600	3,250
		岩黒島	3,050	4,750	5,600	6,250
	与島、与島PA	5,650	8,700	10,400	11,250	11,950
坂出北	5,650	8,700	10,400	11,250	11,950	
坂出	5,900	8,900	10,650	11,500	12,150	

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・大島南インターチェンジ間)

(軽自動車等)

		今治
	今治北	750
	馬島	650
大島南	700	1,350

(普通車)

		今治
	今治北	950
	馬島	800
大島南	900	1,700

(中型車)

		今治
	今治北	1,150
	馬島	950
大島南	1,100	2,050

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡高速道路株式会社が指定したものについて適用する。

(注2) 櫃石島、岩黒島、与島及び馬島とは別表3(注2)の櫃石島、岩黒島、与島及び馬島をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税を含むものとする。

別表6 割引適用後料金(通行1回当たり:単位 円)

(1) 神戸淡路鳴門自動車道(神戸西インターチェンジ・鳴門インターチェンジ間)

(軽自動車等)

										神戸西
									布施畑	100
								垂水	75	150
							淡路、 淡路SA	850	900	950
						東浦	100	950	950	1,050
					北淡	150	200	1,050	1,050	1,150
				津名一宮	150	250	325	1,150	1,200	1,250
			洲本	175	300	400	475	1,300	1,350	1,400
		西淡三原	150	300	400	525	575	1,400	1,450	1,500
	淡路島南	150	250	400	525	625	675	1,500	1,550	1,600
鳴門北	450	550	650	800	900	1,000	1,100	1,900	1,950	2,000
鳴門	125	550	650	750	900	1,000	1,100	1,150	1,950	2,050

(普通車)

										神戸西
									布施畑	125
								垂水	100	175
							淡路、 淡路SA	1,050	1,100	1,200
						東浦	125	1,150	1,200	1,250
					北淡	175	250	1,250	1,300	1,400
				津名一宮	200	325	400	1,400	1,450	1,550
			洲本	225	375	500	575	1,600	1,650	1,700
		西淡三原	175	350	500	650	725	1,700	1,800	1,850
	淡路島南	175	325	500	650	775	850	1,850	1,900	2,000
鳴門北	550	700	800	1,000	1,150	1,250	1,350	2,350	2,400	2,450
鳴門	150	650	800	900	1,100	1,250	1,350	1,450	2,450	2,550

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

				早島
			水島	125
		児島	175	250
	与島PA	600	750	800
坂出北	700	1,300	1,450	1,500
坂出	750	1,350	1,450	1,550

(普通車)

				早島
			水島	175
		児島	200	325
	与島PA	750	900	1,000
坂出北	900	1,600	1,750	1,900
坂出	900	1,650	1,800	1,900

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

			生口島北
		因島南	150
	因島北	275	425
西瀬戸尾道	125	350	500

		大島北
	伯方島	200
	大三島	175
生口島南	300	450

	今治
今治北	700
大島南	650

(普通車)

			生口島北
		因島南	175
	因島北	350	550
西瀬戸尾道	150	450	600

		大島北
	伯方島	250
	大三島	225
生口島南	400	550

	今治
今治北	850
大島南	800

(注1) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車については、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。

（注２）早島、水島又は児島から与島ＰＡを經由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島ＰＡを經由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島ＰＡまでの料金の額に与島ＰＡからの料金の額を加算するものとする。

（注３）料金の額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税を含むものとする。